

# 賀茂地域広域連携会議 専門部会 開催・検討状況

別紙

区分	テーマ (部会長)	H28 年度開催時期 及び今後の予定	検討内容等
行政分野の連携	1	消費生活センターの共同設置 (県民生活課)	定期的に運営協議会を開催  ○H28. 4. 1 「賀茂広域消費生活センター」開所 賀茂広域消費生活センターにおける相談等の状況  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span>
	2	教育委員会の共同設置  (教育総務課・義務教育課)	第6回 H28. 5. 26 第7回 7. 4 第8回 7. 21 第9回 9. 28 第10回～今後調整  ○9/28 専門部会において、指導主事共同設置の経費負担割合、共同設置規約案・連携規約案、今後のスケジュールについて専門部会案をとりまとめ ○賀茂地域教育振興方針の策定に向けた検討  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>
	3	税の徴収事務の共同処理 (税務課・市町行財政課)	定期的に運営協議会を開催  ○H28. 4. 1 「賀茂地方税債権整理回収協議会」発足
	4	監査事務の共同化  (市町行財政課)	第2回 H28. 7. 7 第3回 10. 7 第4回～今後調整  ○10/7 専門部会において、「監査のあり方」を踏まえた、監査事務様式・マニュアル等の共有化、課題対応、連携強化及び今後の予定について検討中
	5	災害時における人的・技術的支援体制の構築 (土木防災課)	第2回 H28. 4. 25  ○賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領を H28. 8. 1 施行
	6	地籍調査の共同実施  (農地計画課)	第6回 H28. 5. 24 第7回 7. 4 第8回 8. 9 第9回 8. 25 第10回 9. 26  ○9/26 専門部会において、地籍調査における基本協定書、賀茂地籍調査協議会設置要綱、賀茂地籍調査相互併任業務実施要綱等及び今後の今後のスケジュールを協議し、専門部会案をとりまとめ  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span>
	7	地域包括ケアシステムの構築・運用  (長寿政策課)	第4回 H28. 4. 26 第5回 6. 3 第6回 7. 12 第7回 8. 29 第8回 10. 3 第9回～今後調整  ○10/3 専門部会において、市町の介護・保健事業等の連携・共同について、連携方針の作成と今後のスケジュールについて提案し、専門部会案をとりまとめ ○地域包括ケアシステムにおける認知症施策の推進について検討・協議  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span>
	8	技術的・専門的知識を要する事務の共同処理(技術職員の共同利用)(市町行財政課)	第1回 H28. 7. 7 第2回 10. 7 第3回～今後調整  ○10/7 専門部会において、「長期技術派遣制度(案)」の検討の進捗状況を報告、「支援策等の全体像」及び「技術的・専門的知識を有する職員の市町間における共同利活用マニュアル(仮称・暫定版)」を説明・提示  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span>
	9	公共施設の長寿命化、共同活用・管理(水道事業)(市町行財政課)	第1回 H28. 6. 29 第2回 7. 28 第3回 10. 11 第4回～今後調整  ○10/11 専門部会において、「経営及び施設の連携プラン」委託の進捗状況を報告し、「経営戦略・水道ビジョンの共通仕様書」案を提示 ○「経営戦略」の策定の方向について協議し、今後のスケジュールを提示  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span>
官民・民の連携	10	伊豆半島クリーン作戦	第4回 H28. 6. 17 第5回 8. 26 第6回～今後調整  ○H28 は美しい伊豆創造センターが自主事業化
	11	伊豆半島食の祭典	
	12	伊豆半島周遊ルートの開発	○8/26 専門部会において、伊豆半島周遊ルートの開発における南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化会議と連携したモデルコース作成とオープンデータの作成等を実施する専門部会案をとりまとめ。また、共同の景観まちづくりにおける意見交換を実施。  <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料6</span>
	13	歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり	

平成 28 年 10 月 19 日

## 教育委員会の共同設置

(県教育委員会、賀茂振興局)

## 1 要旨

第 9 回の専門部会（行政経営研究会部会（賀茂 1 市 5 町の教育長等で組織）を兼ねる。）を開催したので、その概要を報告する。

## 2 会議の概要

- (1) 日 時 平成 28 年 9 月 28 日（水） 午前 9 時から 11 時まで  
 (2) 場 所 下田総合庁舎 4 階第 8 会議室  
 (3) 議題・確認内容

## ア 指導主事の共同設置（協議事項）

議 題		確認内容
協議事項	共同設置 規約及び 連携協約	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導主事の共同設置規約案（別紙 1）及び連携協約案（別紙 2）を部会最終案としてまとめた。</li> <li>共同設置規約については、賀茂 5 町において 12 月議会に上程する。</li> <li>連携協約（変更）については、県及び賀茂 1 市 5 町において 12 月議会に上程する。</li> </ul>
	経費負担 割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 割は 5 町均等割、2 割は各町の学校数、1 割は各町の児童生徒数により指導主事 3 人分の人件費等を按分する。（別紙 3）</li> </ul> （負担割合の考え方） 均等割・学校数割の比率については、指導主事の業務分析結果を踏まえ、学校訪問等の割合が約 3 割であったことから、比率を 7 対 3 とした。これに加え、教育行政の規模を反映した調整が必要と判断したため、児童生徒数割を加味した。この結果、最終案としては、均等割・学校数割・児童生徒数割の比率を 7 対 2 対 1 とした。

(今後の予定)

時期	内 容
平成 28 年 10 月末 まで	共同設置（賀茂 5 町）及び連携協約（賀茂 1 市 5 町及び県）に係る議案の調整及び取りまとめ
12 月議会	共同設置規約の上程（賀茂 5 町） 連携協約（変更）の上程（賀茂 1 市 5 町及び県）
平成 29 年 1 月	共同設置の告示及び県届出
2・3 月議会	平成 29 年度当初予算に上程
平成 29 年 4 月	指導主事の共同設置開始

## イ 賀茂地域教育振興方針の策定（報告事項）

賀茂地域教育振興方針の概要（案）（別紙 4）として、賀茂 1 市 5 町において共通で取り組んでいく施策を協議した。

また、去る 10 月 9 日（日）に「賀茂地域の教育の未来を考える」ワールドカフェ

及びシンポジウムを開催し、幅広い意見を伺った。

今後、専門部会において、ワールドカフェ及びシンポジウムにおける意見等を踏まえ、協議を継続し、平成28年12月を目途に方針を策定する。

「賀茂地域の教育の未来を考える」ワールドカフェ及びシンポジウム

<概要>

児童生徒数の減少などによる賀茂地域の教育分野の課題に対応し、地域が持続的かつ一体的に発展していけるよう、以下のとおりシンポジウムを開催。

- 1 日 時 平成28年10月9日（日）10:00～15:30
- 2 会 場 サンワーク下田・下田中学校体育館
- 3 プログラム

- (1) ワールドカフェ 10:00～12:00（参加者40人）

「賀茂地域が将来発展していくためにはどのような人づくりが必要か」

- (2) シンポジウム 12:50～15:30（参加者約200人）

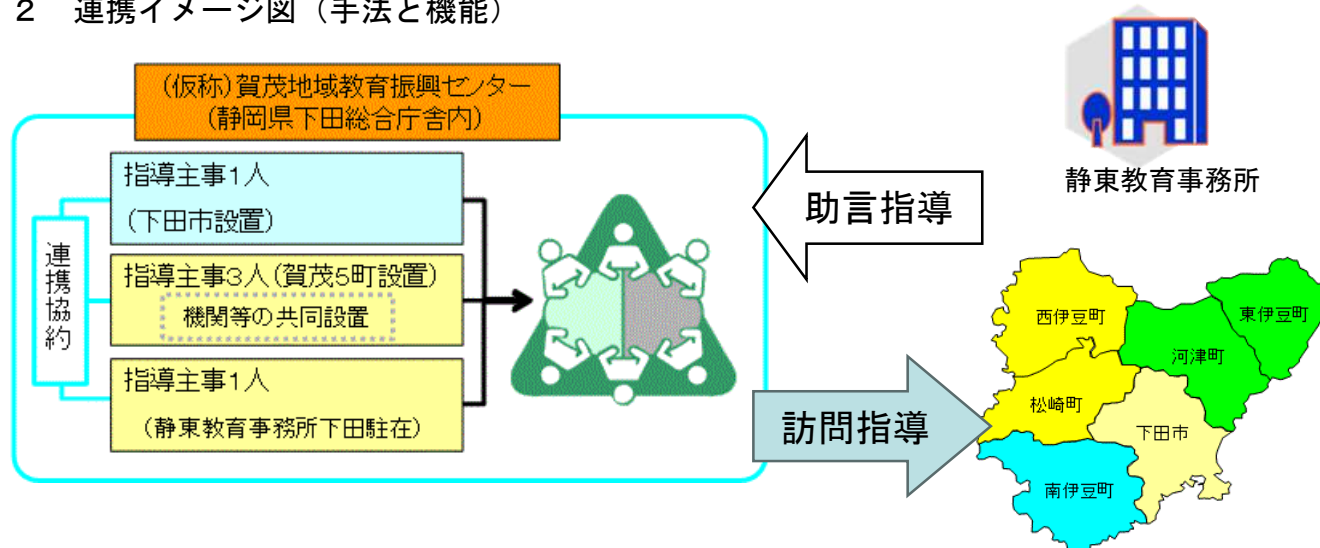
内 容	講師等
<講演> 「人づくり×地域の未来」	(講師) 島根県教育魅力化特命官 岩本 悠 氏
<パネルディスカッション> 「人口減少に対応した教育環境の整備・地域の発展を考える」	(コーディネーター) 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授) (パネリスト) 土屋 優行 (静岡県副知事) 鈴木 弘光 (東伊豆町立稲取中学校 校長) 横田 裕美 (南伊豆町立南上小学校体験学習サポーター 前会長) 岩本 悠 (島根県教育庁教育指導課 教育魅力化特命官)

# 賀茂地域における指導主事の連携

## 1 指導主事の設置形態と連携手法

区分	設置形態	賀茂1市5町及び県による連携
下田市	指導主事1人を単独設置	賀茂1市5町及び県の指導主事が連携して、学校教育等に関する専門的事項の指導に取り組む。 <b>連携協約</b> (地方自治法第252条の2)
賀茂5町	指導主事3人を共同設置 機関等の共同設置(地方自治法第252条の7)	
県	指導主事1人を静東教育事務所下田駐在として設置 ※静東教育事務所(沼津市)においても、賀茂地域担当の指導主事を設置。	

## 2 連携イメージ図(手法と機能)



### ○連携における役割

区分	役割分担
賀茂1市5町	指導主事を設置し、関係市町と県と連携して、学校教育等に関する専門的事項の指導を行う。
県	賀茂1市5町に対し、指導主事が担う学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導(以下「学校教育等の専門的事項の指導」という。)について、指導及び助言を行う。

### ○期待される効果

具体的な取組	期待される効果
学校訪問、研修会の開催、指導主事間の連携等【賀茂地区指導主事連絡協議会の活動拡充】	①若手教員などを対象とした研修の充実 ②学校への定期訪問の強化 ③賀茂地域の教育の一体感の醸成

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約（案）

平成27年12月 日付けで静岡県（以下「甲」という。）と〇〇市町（以下「乙」という。）との間で締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

取組分野	役 割 分 担	
	甲	乙
消費生活相談等 及び消費者教育	消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（右欄において「消費生活相談等」という。）及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（右欄において「消費者教育の推進」という。）を行う賀茂地域の市町の取組に対する支援を行う。	賀茂地域の他の市町とともに消費生活相談等及び消費者教育の推進を行う。
県 民 相 談	賀茂地域における県民相談を行う。	県民相談が円滑に行われるよう協力する。
教 育	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事が担う学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務（右欄において「学校教育等に関する専門的事項の指導」という。）を行う賀茂地域の市町の取組に対する支援を行う。	賀茂地域の他の市町とともに、学校教育等に関する専門的事項の指導を行う。

附則

この協約は、平成29年4月1日から施行する。

例示であり、下線部については、甲乙の組み合わせにより表記が異なる。

(甲：市町、乙：市町)

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約（案）

平成27年12月 日付けで〇〇市町（以下「甲」という。）と〇〇市町（以下「乙」という。）との間で締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

取組分野	役 割 分 担	
	甲	乙
消費生活相談等 及び消費者教育	賀茂地域の <u>他の市町</u> とともに消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（右欄において「消費生活相談等」という。）及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（右欄において「消費者教育の推進」という。）を行う。	賀茂地域の <u>他の市町</u> とともに消費生活相談等及び消費者教育の推進を行う。
教 育	賀茂地域の <u>他の市町</u> とともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事が担う学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項に関する指導に関する事務（以下「学校教育等に関する専門的事項の指導」という。）を行う。	賀茂地域の <u>他の市町</u> とともに、学校教育等に関する専門的事項の指導を行う。

附 則

この協約は、平成29年4月1日から施行する。

例示であり、下線部については、甲乙の組み合わせにより表記が異なる。

## 指導主事の共同設置に係る負担金(案)

以下の考え方により、5町で負担する。

## 1 設置人数

- ・5町(東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)で3人の指導主事を共同設置

## 2 共同設置に係る負担割合

- ・7割は5町均等割、2割は各町の学校数、1割は各町の児童生徒数により指導主事3人分の人件費等を按分する。

※1人当たりの経費は人件費10,340千円(県教委指導主事の平均)、旅費等300千円(実績見合い)で試算

## 3 学校数

	小学校		中学校		計			
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	割合	児童生徒数	割合
東伊豆町	3	467	2	294	5	23.8%	761	27.0%
河津町	3	361	1	178	4	19.0%	539	19.2%
南伊豆町	3	370	2	212	5	23.8%	582	20.7%
松崎町	1	250	1	194	2	9.5%	444	15.8%
西伊豆町	3	306	2	182	5	23.8%	488	17.3%
計	13	1,754	8	1,060	21	100.0%	2,814	100.0%

※資料:企画広報部統計調査課「平成27年度静岡県学校基本統計結果」

## 4 負担額(試算)

	指導主事				
	人数	均等割	学校数割	児童生徒数割	人件費等(千円)
東伊豆町	3	4,468	1,521	863	6,852
河津町		4,468	1,216	612	6,296
南伊豆町		4,468	1,521	660	6,649
松崎町		4,468	608	504	5,580
西伊豆町		4,468	1,521	554	6,543
計	3	22,340	6,387	3,193	31,920

## 賀茂地域教育振興方針の概要（案）

（県教育委員会）

- 1 作成主体 賀茂 1 市 5 町教育委員会及び県教育委員会
- 2 目的 児童生徒数の減少などによる賀茂地域の教育分野の課題に対応し、地域が持続的かつ一体的に発展していけるよう、賀茂 1 市 5 町が共通して取り組む施策をパッケージ化した方針を策定する。
- 3 「現状及び課題」並びに「課題検討に当たっての視点」
  - (1) 現状及び課題
    - ア 基礎的データ（将来予測を含む。）  
人口推移、児童・生徒数の推移、学校・学級数など
    - イ 賀茂 1 市 5 町における既存施策の整理・分析  
人口減少に対応して共通で取り組んでいる施策として、「幼保・小・中・高の連携」、「ICT活用による教育の質の維持・向上」、「郷土愛を育む教育環境の整備」などがあげられる。
    - ウ 児童・生徒数の減少（単・複式学級）などによって危惧される主な課題  
切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくいことなど
  - (2) 課題検討に当たっての視点
    - ア 「国・県等の指針」等による課題及び対応
    - イ 先進的な取組事例（島根県海士町の高校教育魅力化プロジェクト）など
- 4 「基本目標」及び「教育ビジョン」  
賀茂 1 市 5 町では、共通のキーワードとして、「ふるさとに誇り・愛着を持つ」や「地域の人材は地域で育てる」を重視していることから、

- ・ふるさとに誇り・愛着を持ち、地域の発展に貢献できる人づくり
- ・学校・家庭・地域が連携し、地域全体で「賀茂の子」を育てる環境づくり
- ・学校教育・社会教育の魅力化により、教育で人を呼び込む地域づくり

を、基本目標（計画期間：平成 28 年度から平成 31 年度）として設定。

### 教育ビジョン（基本目標達成のための取組の具体化）

- 幼保・小・中・高の一体となった学校教育
  - 大学・大学院との連携（大学の研修・研究の場、地域課題への取組）
  - 既存ストックの有効活用（廃校、余裕教室等）
  - 人的ネットワーク及び施設間連携の構築（地域人材・指導者の登録、コミュニティ・スクールの推進、図書館等の相互利用等）
- を 4 本柱とし、今後、賀茂 1 市 5 町において共通して取り組む施策のパッケージ化を行う。

<具体的な取組の一例>

- ・学校連携強化に向けた取組の検討（市町間における教育活動の合同開催など）
- ・「静岡大学と賀茂地域 1 市 5 町教育委員会間における相互連携の協定」の締結
- ・余裕教室、遊休施設などの活用方法の検討（放課後児童クラブなどへの活用）
- ・賀茂地域教育サポーター推進組織の設立（PTA、大学、地元企業、NPOなどの参画）



平成 28 年 10 月 19 日

## 地域包括ケアシステムの構築・運用

(長寿政策課、賀茂健康福祉センター)

### (要旨)

「地域包括ケアシステムの構築・運用」専門部会を開催したので、その概要を報告する。

### 1 会議の概要

- (1) 日 時：(第7回) 平成 28 年 8 月 29 日 (月) 13 時 30 分～15 時 45 分  
(第8回) 平成 28 年 10 月 3 日 (月) 13 時 30 分～15 時 45 分
- (2) 会 場：下田総合庁舎 別館 1 階保健指導室
- (3) 議 題：介護・保健事業等の共同実施、地域支援事業等について
- (4) 参加者：賀茂 1 市 5 町保健福祉担当課、長寿政策課、地域福祉課、賀茂振興局

### 2 協議事項 (介護・保健等関連の事務事業の共同処理の検討について)

賀茂地域において、将来にわたって介護・保健などのサービスを確保していくためには、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的・効果的にサービスを提供する必要がある。

このため、これまでの地域包括ケアシステムにかかる地域支援事業に加えて、介護・保健等の事務事業について市町が連携する手法及び実施体制を検討する。

#### (1) 課題と対応方針

区 分	課題と対応方針
介護保険事業	後期高齢者の増加等により介護サービス対象者数が増加 ⇒ 要介護認定業務等の共同処理による業務の効率化 (85 歳以上人口 H27:4,882 人⇒H37:5,831 人⇒H47:7,293 人)
保健関係事業	医療・介護保険の維持 ⇒ 介護予防等保健事業の充実、健康寿命の延伸 ⇒ 専門職の連携による共同実施

国民健康保険事業 (保健事業)	制度改正の状況を踏まえて平成 30 年度以降の共同実施
福祉関係事業	介護保険事業の共同実施を踏まえて平成 30 年度以降実施

## ○期待される効果

区 分	内 容	具体的着眼点
介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する要介護認定業務等について<u>共同処理による効率化</u>を図り、市町職員の増員を抑制</li> <li>・認定業務等を一元化することにより、<u>市町間の認定水準の格差を解消</u>し、住民の公平性を確保</li> </ul>	<業務の効率化> <u>要介護認定調査業務量</u> 賀茂1市5町 約10人工 藤枝市 約5人工 (要介護認定申請数同規模)
保健関係事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師・栄養士などの<u>専門職を集約して業務を共同処理</u>することにより、効率的かつ効果的に住民サービスを維持・向上</li> </ul>	<保健師の専門性UP> <u>保健師数</u> 賀茂1市5町 36人 袋井市 23人 (人口同規模)
国民健康保険事業 (保健事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師などの専門職が本来求められる<u>相談・指導業務への専念や地域課題への対応、休暇・産休の取得、人材確保</u>などが可能</li> </ul>	<u>人口1万人当たり保健師数</u> 賀茂1市5町 5.2人 県全体 2.3人
福祉関係事業		<介護予防等による保険料上昇抑制> 国保事業の積極的活用等

## (2) 具体化のスケジュール

**介護・保健事業等の連携方針の作成（事務事業の共同処理の検討）**

**ステップ①** 共同組織で介護保険（要介護認定・事業者指定等）、保健関係（各種検診、介護予防、指導等）の業務を共同処理 30年度～

※共同処理する事務…上記事務以外も検討し、必要に応じて共同化

**ステップ②** 介護保険(地域包括支援センター、電算処理等)、保健関係(健康増進、予防接種等)の事業全体について検討し共同処理を拡大

○**ステップ①**における当面のスケジュール（案）

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	介護・保健事業等の連携方針（機関の共同設置等）作成の提案
平成 28 年 12 月	介護・保健事業等の連携方針策定
平成 29 年 1 月～	[機関の共同設置等の準備・調整、協定、規約（案）等の策定、予算・人員の調整ほか]
平成 30 年度～	[機関の共同設置等、事務の共同処理の開始]

## 3 報告事項

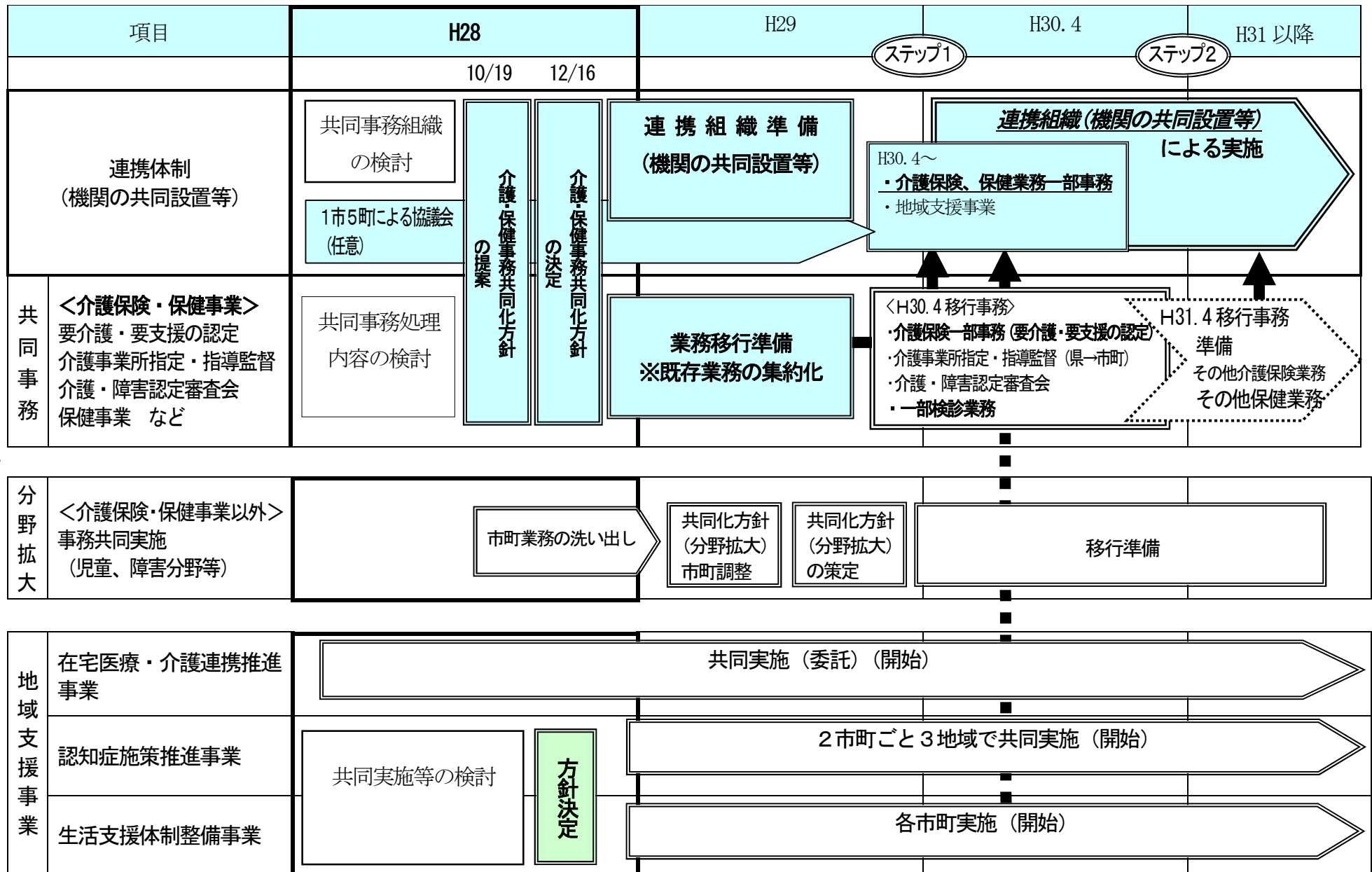
## ・ 認知症施策の推進

認知症の方の早期発見・早期対応の体制整備にあたり、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置の広域連携について、医師会、医療法人、社会福祉法人等と調整を実施し、連携の方向性を検討した。

区分	方針（案）
認知症初期集中支援チーム	（当初案）賀茂地域で1チームを編成 ⇒「下田市と南伊豆町」「東伊豆町と河津町」 「松崎町と西伊豆町」の3地域において共同 でチーム編成
認知症地域支援推進員	（当初案）上記3地域ごとに配置 ⇒各市町において早期配置

今後、具体的な連携方策について専門部会案をとりまとめていく。

賀茂地域 介護・保健事業等 連携体制の検討スケジュール（案）



## 地籍調査の共同実施

(農地計画課、賀茂農林事務所)

### (要旨)

地籍調査の共同実施について専門部会を開催し、部会案をとりまとめたので報告する。

### 1 会議の概要

- (1) 日 時：(第 8 回) 平成 28 年 8 月 9 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分  
(第 9 回) 平成 28 年 8 月 25 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分  
(第 10 回) 平成 28 年 9 月 26 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分
- (2) 会 場：下田総合庁舎内会議室
- (3) 議 題：基本協定、協議会設置要綱、相互併任業務実施要綱等について
- (4) 参加者：賀茂 1 市 5 町地籍調査担当課、農地計画課、賀茂農林事務所、賀茂振興局

### 2 共同実施案（部会案）

専門部会においてとりまとめた内容は以下のとおり。

- (1) 賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定書（別紙 1 のとおり）  
共同実施における目的、市町及び県の役割、協議会の設置等の基本となる事項について、基本協定を締結する。
- (2) 賀茂地域地籍調査協議会設置要綱（別紙 2 のとおり）  
協議会の業務、構成員、組織等を規定
- (3) 賀茂地域地籍調査相互併任業務実施要綱（別紙 3 のとおり）  
共同実施における、市町職員の身分の相互併任手続き等を規定
- (4) 賀茂地域地籍調査共同実施取扱要領（別紙 4 のとおり）  
共同実施に関する必要な事項を規定

### 3 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 28 年 10 月 19 日	賀茂地域地籍調査協議会発足式
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月からの共同作業に向けた取組み ・連絡調整会の開催 ・担当者研修会の実施
平成 29 年 4 月～	地籍調査の着手 ・県の指導・支援による各市町の個別作業の実施 ・相互併任による共同作業（現地調査・閲覧）の実施

# 賀茂地域地籍調査の共同実施について

## 目的

- 津波浸水想定区域からの地籍調査の推進
- 地籍調査に関する事務の効率化と負担の軽減
- 地籍調査に関する技術力の向上

## 連携の手法

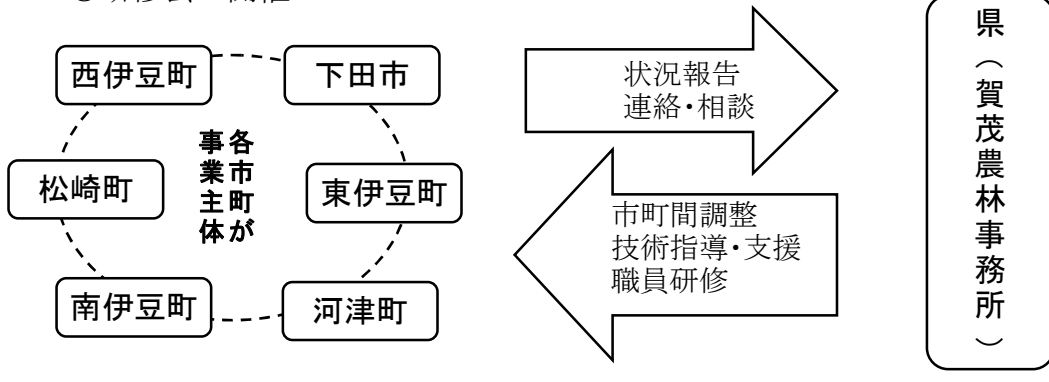
- 各市町の職員が支援先の業務を行えるように「相互に併任」の協定を締結
- 「協議会」の設置
- 共同実施の「基本協定」の締結

## 組織・体制

### 賀茂地域地籍調査協議会

(1市5町と県で構成)

- 県による共同実施作業の市町間調整
- 個別作業に関する情報交換、相互助言
- 研修会の開催 etc



※協議会の下部組織となる「連絡調整会」を定期的開催

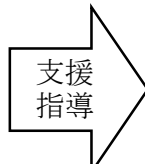
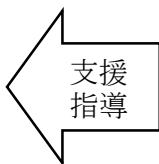
## 実施イメージ

### 個別作業

- 【A工程】事業計画策定
- 【B工程】事業準備
- 【C工程】地籍図根三角測量
- 【D工程】地籍図根多角測量
- 【E1工程】一筆地事前調査
- 【F工程】一筆地測量
- 【G工程】地積測定
- 【H工程(1)】地籍図・簿案作成
- 認証請求、成果の保管・管理

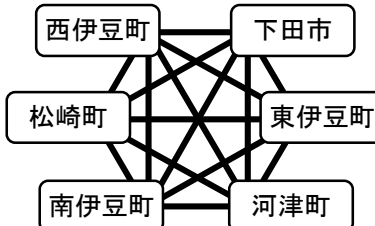
- ・円滑かつ効率的な事務処理
- ・他業務兼任可能
- ※個別作業は各市町庁舎内で行う。

県（賀茂農林事務所）



### 共同作業

- 【E2工程】現地調査
- 【H工程(2)】閲覧



※支援市町は毎回調整

- 共同作業における「参加市町職員の相互併任」による身分の確保
- ・人員負担の軽減
- ・多様な経験による知識・技術の蓄積

地籍調査の知識、経験、技術、ノウハウの蓄積

市町担当者異動(交代)時 ⇒ 市町間相互の補助・補完による安定的な業務実施が可能

賀茂地域における継続実施(地籍調査の推進)

## 賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定書

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）は、賀茂地域における地籍調査の共同実施に関して基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 地籍調査の共同実施は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- （1）津波浸水想定区域からの地籍調査の推進
- （2）地籍調査に関する事務の効率化と負担の軽減
- （3）地籍調査に関する技術力の向上

（市町の役割）

第2条 参加市町は、地籍調査の実施に際し相互に協力するものとする。

（県の役割）

第3条 県は、参加市町が行う地籍調査が円滑に進むよう、必要な技術指導及び支援を行うものとする。

（協議会）

第4条 第1条の目的を達成するため、賀茂地域地籍調査協議会を設置する。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、地籍調査の共同実施に必要な事項については、参加市町と県との協議により別に定める。

上記協定の証として本書7通を作成し、全者署名のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

静岡県副知事	署	名
静岡県下田市長	署	名
静岡県東伊豆町長	署	名
静岡県河津町長	署	名
静岡県南伊豆町長	署	名
静岡県松崎町長	署	名
静岡県西伊豆町長	署	名

賀茂地域地籍調査協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）が締結した賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条に基づき設置する賀茂地域地籍調査協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、基本協定書第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地籍調査に関する調整
- (2) 地籍調査に関する研修の実施

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、県賀茂農林事務所長及び参加市町の長とする。

- 2 協議会に会長を置き、県賀茂農林事務所長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ協議会を招集し、これを主宰する。
- 4 協議会の事務局を県賀茂農林事務所に置く。

(組織)

第4条 第2条各号の業務を行うため、協議会に賀茂地域地籍調査協議会連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を置く。

(連絡調整会)

第5条 連絡調整会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地籍調査の共同実施における参加市町間の連絡調整
  - (2) 研修実施の決定
  - (3) 関係機関との調整
  - (4) 地籍調査の推進に関する参加市町間の意見交換
  - (5) 共同実施における問題等の検討
  - (6) その他第2条各号に規定する業務の推進に必要な事務
- 2 連絡調整会に事務局長を置き、県賀茂農林事務所地籍調査担当課長をもって充てる。
  - 3 連絡調整会は、次に掲げる者をもって構成する。
    - (1) 県賀茂農林事務所地籍調査担当課長
    - (2) 参加市町地籍調査担当課長
    - (3) その他事務局長が指名する者
  - 4 事務局長は、連絡調整会の事務を総括する。
  - 5 事務局長は、必要に応じ連絡調整会を招集し、これを主宰する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、連絡調整会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



賀茂地域地籍調査相互併任業務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、賀茂地域における地籍調査の共同実施において、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の地籍調査担当職員が、相互に身分を併有し、共同して地籍調査業務に従事することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相互併任業務 参加市町の地籍調査担当職員を他の参加市町の地籍調査担当職員に任用し、これら職員が相互に身分を併有することにより、共同して従事する地籍調査業務をいう。
- (2) 併任職員 他の参加市町の長から地籍調査担当職員として任用される市町の地籍調査担当職員をいう。
- (3) 併任先市町 相互併任業務の実施において、併任職員がその業務に従事する市町をいう。
- (4) 併任元市町 併任職員が本来属する市町をいう。

(実施手続)

第 3 条 併任元市町の長は、「併任職員指定申出書」（第 1 号様式）を併任先市町の長に提出し、相互併任業務に従事させる職員を指定するものとする。

(協定の締結)

第 4 条 併任先市町の長は、併任元市町の長との間で、「相互併任業務の実施に関する協定書」（第 2 号様式）により、協定を締結する。

(併任期間)

第 5 条 併任職員の併任期間は、1 年以内とする。

(併任職員の身分等)

第 6 条 併任職員は、併任期間中においては、併任元市町と併任先市町の職員の身分を相互に併有するものとする。

- 2 併任先市町の長は、併任職員（第 3 条により、自らが指定した職員を除く。）に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定に基づく身分証明書を交付するものとする。
- 3 併任職員は、併任期間終了後、直ちに身分証明書を返却しなければならない。

(併任職員が従事する業務)

第 7 条 併任職員は、併任先市町における地籍調査の現地調査及び閲覧の業務に従事するものとする。

- 2 併任職員が併任先市町で業務に従事する場合は、併任先市町の指揮命令を受けるものとする。

(服務等)

第 8 条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

- 2 併任先市町での相互併任業務の実施は次のとおりとする。

- (1) 併任職員は、併任先市町が策定する地籍調査の事業計画に基づき、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における時間外勤務については、併任先市町の命令により行う。ただし、命令する際には、併任元市町と併任先市町が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第 9 条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元市町と併任先市町が別途協議するものとする。

(給与等)

第 10 条 併任職員の給料、諸手当（時間外勤務手当を除く。）及び旅費は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

2 併任職員の第 8 条第 2 項第 2 号に基づく命令に係る時間外勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき、併任先市町が支給するものとする。

(公務災害補償)

第 11 条 併任職員の併任先市町での業務従事時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定によるものとし、その手続については、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第 12 条 併任職員の併任先市町での業務従事時における分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

(地籍調査における責任)

第 13 条 併任職員が併任先市町で行う地籍調査業務により第三者に与えた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

(報告)

第 14 条 併任元市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、「併任職員報告書」（第 3 号様式）により、併任先市町の長に報告するものとする。

(1) 併任職員の給与月額

(2) その他必要な事項

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、参加市町間の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(第 1 号様式)

併任職員指定申出書

第 年 月 日 号

併任先市町長 氏 名 様

併任元市町長 氏 名 印

賀茂地域地籍調査相互併任業務実施要綱第 3 条の規定に基づき、下記により併任職員を指定するので申し出ます。

記

- 1 併任期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  
- 2 相互併任業務従事者として指定する職員

職、氏名及び年齢	( 歳)
併任元勤務箇所	課 係
地籍調査業務経験	年 か月

(第 2 号様式)

相互併任業務の実施に関する協定書

賀茂地域地籍調査相互併任業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の長は、地籍調査担当職員として任用される市町職員の取扱い及び相互併任業務の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（併任職員の任用）

第 1 条 参加市町の長は、各市町が指定する職員（以下「併任職員」という。）に対し、別表のとおり、参加市町の地籍調査担当職員として任用の発令をするものとする。

（併任期間）

第 2 条 併任職員の併任期間は、〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日までとする。

（併任職員の身分等）

第 3 条 併任職員は併任元市町の職員の身分と、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定に基づく併任先市町の長の任命による併任先市町の職員の身分を併せ持つものとする。

（併任職員が従事する業務）

第 4 条 併任職員は、相互併任業務時において、併任先市町における実施要綱第 7 条第 1 項の業務に従事するものとする。

（身分証明書の交付等）

第 5 条 併任先市町の長は、併任職員に国土調査法（昭和26年法律第180号）第24条第3項の規定に基づく身分証明書を交付するものとする。

2 併任職員は、併任期間終了後、直ちに身分証明書を返却するものとする。

（併任職員の服務）

第 6 条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

2 併任職員の併任先市町での相互併任業務の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、併任先市町が策定する地籍調査の事業計画に基づき、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における時間外勤務については、併任先市町の命令により行う。ただし、命令する際には、併任元市町と併任先市町が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第7条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元市町と併任先市町が別途協議するものとする。

(給与等)

第8条 併任職員の給料、諸手当（時間外勤務手当を除く。）及び旅費は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

2 併任職員の第6条第2項第2号に基づく命令に係る時間外勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき、併任先市町が支給するものとする。

(公務災害補償)

第9条 併任職員の相互併任業務時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続きについては、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第10条 併任職員の併任先市町での業務従事時における分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

(地籍調査における責任)

第11条 併任職員が併任先市町で行う地籍調査業務に関し生じた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

(報告)

第12条 参加市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、

「併任職員報告書」(第3号様式)により、併任先市町の長に報告するものとする。

(1) 併任職員の給与月額

(2) その他必要な事項

(その他)

第13条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、参加市町間の協議により定めるものとする。

上記協定の証として本書6通を作成し、記名押印の上、参加市町の長それぞれその1通を所持する。

年 月 日

静岡県下田市長 氏 名 印

静岡県東伊豆町長 氏 名 印

静岡県河津町長 氏 名 印

静岡県南伊豆町長 氏 名 印

静岡県松崎町長 氏 名 印

静岡県西伊豆町長 氏 名 印

(別表)

## 1 併任先市町が下田市の場合

指定する職員（職氏名）	下田市が任用する職

## 2 併任先市町が東伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	東伊豆町が任用する職

## 3 併任先市町が河津町の場合

指定する職員（職氏名）	河津町が任用する職

## 4 併任先市町が南伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	南伊豆町が任用する職

## 5 併任先市町が松崎町の場合

指定する職員（職氏名）	松崎町が任用する職

## 6 併任先市町が西伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	西伊豆町が任用する職



## 賀茂地域地籍調査共同実施取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）が行う地籍調査の共同実施（以下「共同実施」という。）に関し、賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定書第5条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同実施は、津波浸水想定区域からの地籍調査の推進、事務の効率化と負担の軽減及び技術力の向上を目的とする。

2 前項の津波浸水想定区域は、静岡県第4次地震被害想定に基づいた区域とする。

(共同実施の作業)

第3条 共同実施は、相互に人的支援をともなう共同作業と、参加市町が単独で実施する個別作業に区分する。

2 県は、参加市町が行う共同作業、個別作業について、技術指導及び支援を行う。

3 県が行う技術指導及び支援は、参加市町の巡回、現地作業の同行等により実施する。

4 個別作業は、各参加市町の庁舎内で行うことを基本とする。

(共同作業)

第4条 第3条第1項の共同作業は、参加市町が協力して行う「表-1 共同作業」に掲げる業務をいう。

「表-1 共同作業」

作業名	作業内容※
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確認支援</li> <li>・現地調査票への署名押印の取得補助</li> <li>・地権者への基本事項等の説明</li> </ul>
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧確認書への署名押印の取得補助</li> <li>・閲覧者への基本事項等の説明</li> </ul>

※この作業内容に定めるもののほか、必要な作業が生じた場合は、参加市町間の協議の上取り決める。

2 参加市町は、現地調査及び閲覧について、外注業務受託者と調整後、時期、日数を賀茂地域地籍調査協議会連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）へ報告する。

3 上記報告を受けた連絡調整会は、参加市町と調整の上、担当者の共同作業を行う市町及びその日数等を決定し、その結果を参加市町へ報告する。

4 参加市町は、現地調査及び閲覧の日程調整を円滑に行うため、地籍調査業務の早期発注に努める。

5 職員の身分の取扱い等に関する事項は、賀茂地域地籍調査相互併任業務実施要綱に定める。

(事務の共通化)

第5条 参加市町及び県は、事務の効率化と負担の軽減を図るため、下記事項の共通化等を行う。

- (1) 事務支援システム
- (2) 外注業務の特別仕様書等  
(研修会)

第6条 参加市町及び県は、技術力の向上を図るため、地籍調査に関する研修会を、随時開催する。

(作業の法的根拠)

第7条 共同作業及び個別作業は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び同法施行令（昭和27年政令第59号）に基づき行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、賀茂地域における地籍調査の共同実施に関し必要な事項は、連絡調整会において協議して定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

平成 28 年 10 月 19 日

## 技術的・専門的知識を要する事務の共同処理（技術職員の共同利用）

（政策企画部市町行財政課）

### （要旨）

「技術的・専門的知識を要する事務の共同処理」第 2 回専門部会を開催したので、その概要を報告する。

### 1 会議の概要

- (1) 日 時：平成 28 年 10 月 7 日（金） 13 時 30 分～14 時 45 分
- (2) 会 場：下田総合庁舎 6 階広域連携会議室
- (3) 議 題：『社会インフラに係る自治体の体制構築』に対する県の支援策等」及び「技術的専門的知識を要する事務の共同処理の実施にあたってのマニュアル【暫定版】」について
- (4) 参加者：賀茂 1 市 2 町人事担当課及び工事担当課、市町行財政課、賀茂振興局

### 2 議事内容

行政経営研究会「社会インフラに係る自治体の体制構築」部会（9 月 21 日開催）で報告した「社会インフラに係る自治体の体制構築」に対する県の支援策等の全体像などを報告するとともに、本部会で作成することとなった「技術的専門的知識を要する事務の共同処理の実施にあたってのマニュアル」の暫定版の概要説明と意見交換等を実施

項 目	検討内容・方針等
「社会インフラに係る自治体の体制構築」に対する県の支援策等	<p>○「社会インフラに係る自治体の体制構築」に関する市町共通課題（「人員の確保」「技術力向上の取組」等）に対する県の支援策等の全体像の説明 ⇒ 資料 4 の 2 のとおり</p> <p>○「長期技術派遣制度(案)」の検討の進捗状況等の説明 ・派遣先市町に退職手当の負担を求めることについて ⇒総務省に確認済(特段の支障なし)</p>
技術的専門的知識を要する事務の共同処理にあたってのマニュアルの検討	<p>○「『技術的・専門的知識を有する職員』の市町間における共同利活用マニュアル(仮称)【暫定版】」の概要説明 ・本マニュアルで取り上げる手法は「長の内部組織の共同設置」「職員の共同設置」「事務の委託」「事務の代替執行」であること等を説明（マニュアル概要は資料 4 の 3 のとおり） ⇒ 今後、具体的な活用を想定した意見交換等を行い、完成版を仕上げることを確認</p>

### 3 今後の予定

時 期	内 容
平成 28 年 11 月	第 3 回専門部会（マニュアル(完成版)作成、各市町における県等の支援策の活用に関する検討状況についての情報共有）
平成 28 年 12 月中下旬	第 11 回賀茂地域広域連携会議においてマニュアル(完成版)報告

## 社会インフラに係る市町の体制構築に対する県の支援策等の全体像

区分	県支援策など	
A 人材確保の取組	長期	<p>○長期技術職員派遣制度（協議中）【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町において採用が困難な技術職員の安定的確保</li> <li>・市町における技術的スキル不足への対応</li> </ul>
	通常	<p>○技術職員等市町派遣制度【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から市町への権限移譲の円滑化</li> <li>・市町における短期的プロジェクト関連事業への支援</li> </ul>
	短期	<p>○発注者支援機関の活用（調整中）【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期(個々の工事・委託毎)的な技術支援要請への対応</li> </ul>
	災害時	<p>○賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」 (H28.8.1 施行)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定に関する業務全般の支援</li> </ul>
B 研修の実施	<p>○土木技術職員研修の実施【継続・拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修メニューの見直し、サテライト研修の実施、市町研修会への講師派遣</li> </ul>	
C 外部資源の活用	<p>○発注者支援機関の活用（調整中）【新規】【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の工事・委託において、市町の業務支援を行う発注者支援機関を育成し、活用（短期（個々の工事・委託毎）的な技術支援要請への対応（再掲））</li> </ul>	
D その他の取組	<p>○県による一括発注支援【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路メンテナンス業務の地域一括発注</li> </ul>	

## 『技術的・専門的知識を有する職員』の市町間における 共同利活用マニュアル(仮称)【暫定版】について(概要)

### 1 目的

技術職員等の採用環境が厳しさを増している現状において、賀茂地域における技術的・専門的を要する事務の執行体制の維持・拡充を図るためには、限られた「技術的・専門的知識を有する職員」を地域で有効に利活用することが選択肢の1つになると思われる。

これら職員を地域で有効に利活用するためには、地方自治法に定められた地方公共団体間の共同処理手法を用いる必要があることから、当該手法を導入するにあたっての検討事項や手順等をまとめた本マニュアルを作成し、今後の検討の一助とするものである。

### 2 内容

マニュアルには、以下の事項を盛り込むこととする。

#### マニュアルの項目

- 1 機関等の共同設置（法第 252 条の 7）
  - ア 長の内部組織の共同設置
  - イ 職員の共同設置
- 2 事務の委託
- 3 事務の代替執行（先行事例なし）

### 3 今後の作業について

今後、専門部会において、マニュアルに追加が必要な事項や、修正点等について意見交換を行い、内容を確定させていく。

## 【参考：マニュアル【暫定版】の項目（詳細）】

- 1 機関等の共同設置（法第 252 条の 7）
    - (1)趣旨
    - (2)共同設置の対象となる地方公共団体の機関等
    - (3)法定手続（法第 252 条の 7 第 3 項により準用する法第 252 条の 2 の 2）
    - (4)法的効果など
  
  - ア 長の内部組織の共同設置
    - (ア)概要
    - (イ)規約に定める事項
    - (ウ)職員の選任方法及び身分の取扱い
      - a 選任方法
      - b 身分取扱い
    - (エ)経費の負担等
    - (オ)監査
    - (カ)関係地方公共団体との間で検討すべき事項（想定）
    - (キ)共同内部組織設置（4 月設置）に向けた作業スケジュール（想定）
    - (ク)先行事例（本県：賀茂 1 市 5 町における賀茂広域消費生活センターの共同設置）  
（他県：池田市、箕面市、豊能町、能勢町における共同処理センターの共同設置）
  
  - イ 職員の共同設置
    - (ア)概要
    - (イ)規約に定める事項（要確認）
    - (ウ)職員の選任方法及び身分の取扱い（要確認）
      - a 選任方法
      - b 身分取扱い
    - (エ)経費の負担等
    - (オ)監査（要確認）
    - (カ)関係地方公共団体との間で検討すべき事項（想定）
    - (キ)共同内部組織設置（4 月設置）に向けた作業スケジュール（想定）
    - (ク)先行事例（本県：賀茂 5 町における指導主事の共同設置）  
（他県：蕪崎市、北杜市における指導主事の共同設置）
- 2 事務の委託
    - (1)趣旨
    - (2)法定手続（法第 252 条の 14 第 3 項により準用する法第 252 条の 2 の 2）
    - (3)規約に定める事項
    - (4)法的効果など
    - (5)関係地方公共団体との間で検討すべき事項（想定）
    - (6)事務の委託（4 月委託）に向けた作業スケジュール（想定）
    - (7)先行事例（島田市（委託団体）と静岡市（受託団体）との間の消防事務の委託）
  
  - 3 事務の代替執行（先行事例なし）
    - (1)趣旨
    - (2)法定手続（法第 252 条の 16 の 2 第 3 項により準用する法第 252 条の 2 の 2）
    - (3)規約に定める事項
    - (4)法的効果など
    - (5)関係地方公共団体との間で検討すべき事項（想定）
    - (6)事務の代替執行（4 月から代替執行）に向けた作業スケジュール（想定）

## 公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）

（政策企画部市町行財政課、くらし・環境部水利用課）

### 1 専門部会（第3回10/11）開催概要

#### (1) 参加機関

- 賀茂6市町：企画・財政担当課及び水道事業担当課職員
- 県：市町行財政課、水利用課、賀茂振興局、賀茂健康福祉センター

#### (2) 内容

- 「経営戦略・水道ビジョンの共通仕様書」案の提示
- 「経営及び施設の連携プラン」委託の進捗状況の報告
- 「経営戦略」の策定の方向について

### 2 議事内容

項目	内容
「経営戦略・水道ビジョンの共通仕様書」案の提示	○総務省・厚労省から策定を求められている「経営戦略」・「水道ビジョン」を策定又は委託発注を行う際に必要となる項目を網羅した共通仕様書案を提示し、内容について説明（今回素案提示）
「経営及び施設の連携プラン」委託の進捗状況の報告	○総務省の「新たな広域連携促進事業」を活用した「連携プラン」委託事業について、9月に契約を行ったため、発注内容等を説明（平成29年2月完成） ①各市町の水道事業の将来収支等の推計 ②地域全体の水道施設情報を同一基準で整理した「広域水道地図」の作成 ③地域の実情に合った「連携プラン」の検討・提案



「経営戦略・水道ビジョン」の策定に向けた検討	専門部会での検討進捗を受け、下記の協議を進める 「経営戦略」の策定に関し ○平成29年度からの策定の開始に向けた検討 ○策定に当たっては、「新たな広域連携促進事業」委託事業で提案された「連携プラン」を考慮
------------------------	---

### 3 今後のスケジュール

時期	内容
平成28年11月	・水質検査事務標準化の検討 ・「経営戦略・水道ビジョンの共通仕様書」案の検討
平成29年2月	・完成した「経営及び施設の連携プラン」の説明 ・「連携プラン」の「経営戦略・水道ビジョン」への活用検討着手

## 官民・民民の連携

(美しい伊豆創造センター、賀茂振興局)

## 1 概要

- (1) 日時等 平成 28 年 8 月 26 日(金)13:30～15:30
- (2) 参加者 賀茂 1 市 5 町企画・担当課等及び美しい伊豆創造センター、賀茂振興局
- (3) 協議内容
  - ・「伊豆半島周遊ルートの開発」：今後の取組方針等を協議
  - ・「歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり」：意見交換を実施

## 2 協議結果

## (1) 伊豆半島周遊ルートの開発

## ○周遊ルートの開発

- ・南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携し、公共交通機関を活用した観光モデルコースを作成【同協議会に東伊豆町、河津町が参画（オブザーバー）】

## ○新規性・先進性の高い取組

- ・情報発信の強化、民間のアプリ開発等を促す「オープンデータの作成」を実施  
(オープンデータ：自治体等が保有するデータを、機械判読が可能なデータ形式で公開し、営利目的を含めた二次的な利用を促す取組)
- ・観光周遊アプリの利活用について検討

## ○今後のスケジュール

時期	内容
10 月下旬	第 6 回専門部会：「オープンデータの作成」について取組テーマ、作成方針・今後のスケジュール等を協議
11 月上旬	「オープンデータの作成」を実施
随時	活性化協議会と連携し、観光モデルコースを作成

## (2) 歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり（意見交換）

各市町における対象建造物等の選定調査を行った結果、各市町の実情や施策の優先順位に違いがあることから、今後の取組方針について再度意見交換を実施。出された意見を踏まえ、取組方針案を整理し、次回の専門部会にて協議。

## ○主な意見

- ・話題づくりに繋がる施策を先行実施し、地域の歴史的建造物等に対する機運を醸成  
(例：ロケハン支援、フォトコンテスト、オープンデータの作成等々)
- ・インバウンドを含む外部の目による新たな地域資源・魅力の発掘
- ・古民家等活用して欲しい人と活用したい人とのマッチングを図る体制の構築

## ○今後のスケジュール

時期	内容
10 月下旬	第 6 回専門部会：意見交換の内容を踏まえた、対応方針案協議
11 月以降	対応方針に基づき具体的な事業内容について検討
12 月上旬	第 7 回専門部会：具体的な事業内容について協議



平成28年10月19日

## 賀茂広域消費生活センターにおける相談等の状況（上半期4～9月）

（賀茂広域消費生活センター）

## 1 消費生活相談の概要

- ・ 9月末までに95件（前年同期の2.5倍）の相談があった。
- ・ 消費生活相談では、あっせん等により延べ約274万円を救済（未然防止又は被害回復）。

## 2 市町別相談件数（相談者住所）（4～9月）

区分	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	その他・不明	計
28年度	30	15	9	14	11	7	9	95
27年度	5	5	8	3	12	5	—	38

## 3 年齢別相談件数（契約者）

年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
件数	1	5	6	14	5	18	23	23	95

## 4 販売購入形態別相談件数

形態	店舗	訪問販売	通信販売	マルチ等	電話勧誘	ネガ	訪問購入	不明・無関係	計
件数	15	5	35	1	18	3	3	15	95

注:マルチ等はマルチ商法・マルチまがい商法の、ネガはネガティブオプション(送りつけ商法)の略

## 5 主な消費生活相談

相談分類(※)	主な相談の概要	件数
放送・コンテンツ等	アダルトや出会い系等のサイトからの架空請求(19件)、公共放送受信料解約等(2件)、サイト会員の解約等(2件)	23件
電報・固定電話	IP電話の解約(5件)、迷惑FAXへの対応(1件)	6件
インターネット通信サービス	インターネット接続の解約	5件
移动通信サービス	スマートフォン・携帯電話の解約等	4件
自動車	中古車の解約等	4件
役務その他	子供の学生会館の料金や不動産手数料が高い等	4件
その他	強引な訪問販売(オレンジ)、単発購入の申込が定期購入となっていた(健康食品)、商品が届かないネット通販(海外事業者)	49件
計		95

※ 国民生活センターが定めている全国共通の分類に基づく（中分類）

## 6 当センターにおけるその他の取り組み

## (1) 消費者啓発街頭キャンペーンの実施

賀茂1市5町及び下田警察署と連携し、消費者の日(5/30)に「あやしい商法と思ったら、すぐ相談」のキャンペーンを実施し、約200人に啓発チラシ等を配布した。

## (2) 出前講座の実施

消費者団体、老人会メンバー、区長、民生委員、ケアマネージャー、商工会職員、高齢者等の見守り協力機関・会社、中学生など1,101人を対象に23回の消費者被害防止等に関する出前講座を実施した（9月末現在）。

## (3) センター運営調整会議

賀茂1市5町担当課長、県民生活課課長、東部県民生活センター所長、当センター所長を構成員とする運営調整会議を9月末までに4回開催し、センター運営について協議。